

平成 29 年 4 月吉日

各 位

株式会社全銀電子債権ネットワーク

業務規程および業務規程細則の一部改正のお知らせ

電子記録債権法の一部改正を含む「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成 28 年 6 月 3 日公布)」(以下「改正法」という。)において、電子債権記録機関間の電子記録債権の移動を可能とするための「記録機関変更記録」の手続き等が規定されました。

上記の記録機関変更記録に対応するためには相応の準備期間が必要であり、改正法の施行時点においては記録機関変更記録を取り扱わないこととすること等に伴い、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および業務規程細則(以下「業務規程等」という。)の一部を次のとおり改正しますので、お知らせいたします。

1 . 業務規程等の改正日

平成 29 年 4 月 1 日

2 . 業務規程等の改正点

(1) 業務規程

記録機関変更記録をしない旨(業務規程第 21 条関連)

でんさいネットにおいては、記録機関変更記録(電子記録債権を電子債権記録機関間で移動させる記録)をしないことに伴う改正。

発生記録の結果通知での通知内容(業務規程第 25 条関連)

記録機関変更記録をしない旨を記録したことを、発生記録の結果通知で通知しないことに伴う改正。

業務規程改正時の通知方法の明確化(業務規程第 67 条関連)

業務規程を改正する場合における、利用者への通知方法の明確化に伴う改正。

(2) 業務規程細則

通常開示での開示事項（業務規程細則第56条関連）

記録機関変更記録をしない旨の記録を、記録事項の通常開示に掲載しないことに伴う改正（記録機関変更記録をしない旨の記録は、記録事項の特例開示に掲載される。）

3. 業務規程等の改正内容

(1) 業務規程

新	旧
<p>（当会社が取り扱う電子記録）</p> <p>第21条 当会社は、次に掲げる電子記録をする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 発生記録二 貸渡記録三 支払等記録四 変更記録五 保証記録六 分割記録七 信託の電子記録八 強制執行等の記録 <p>2 当会社は、利用者のでんさいに係る債権の行使のために特に必要と認めた場合には、でんさいに係る債権の行使に必要な限度において電子記録に係る特別な取扱いをすることができる。</p> <p>3 当会社は、質権設定記録 および記録機関変更記録 をしない。</p>	<p>（当会社が取り扱う電子記録）</p> <p>第21条 当会社は、次に掲げる電子記録をする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 発生記録二 貸渡記録三 支払等記録四 変更記録五 保証記録六 分割記録七 信託の電子記録八 強制執行等の記録 <p>2 当会社は、利用者のでんさいに係る債権の行使のために特に必要と認めた場合には、でんさいに係る債権の行使に必要な限度において電子記録に係る特別な取扱いをすることができる。</p> <p>3 当会社は、質権設定記録をしない。</p>
<p>（当会社による電子記録および通知）</p> <p>第25条 当会社は、第23条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の嘱託がされた場合には、遅滞なく（利用者が第30条第1項第9号または第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。</p> <p>2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容 （記録機関変更記録をしない旨を除く。）について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。</p>	<p>（当会社による電子記録および通知）</p> <p>第25条 当会社は、第23条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の嘱託がされた場合には、遅滞なく（利用者が第30条第1項第9号または第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。</p> <p>2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。</p>

新	旧
<p>3 当会社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当会社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p> <p>(改正) 第 67 条 この規程の改正は、取締役会の監督のもと代表執行役が行う。</p> <p>2 前項の改正の効力は、法第 70 条に規定する主務大臣の認可を受けて、代表執行役が定める日から生ずる。</p> <p>3 改正内容および改正日は、当会社および参加金融機関のホームページもしくは店頭で公表し、または利用者に通知するものとする。</p> <p>4 改正日が到来した後（前項のホームページを閲覧することができない利用者については、前項の改正内容および改正日が店頭で公表され、または当該利用者に通知された後）、利用者が当会社を利用したときは、改正後の規程を承認したものとみなす。</p>	<p>3 当会社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当会社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p> <p>(改正) 第 67 条 この規程の改正は、取締役会の監督のもと代表執行役が行う。</p> <p>2 前項の改正の効力は、法第 70 条に規定する主務大臣の認可を受けて、代表執行役が定める日から生ずる。</p>
<p>附 則（平成 29 年 4 月 1 日改正）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p>	(新 設)

（2）業務規程細則

改正	現行
<p>（債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等）</p> <p>第 56 条 規程第 57 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 次に掲げる方法 <ul style="list-style-type: none"> 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法 請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法 定期的な基準日を指定する場合 窓口 	<p>（債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等）</p> <p>第 56 条 規程第 57 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 次に掲げる方法 <ul style="list-style-type: none"> 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法 請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法 定期的な基準日を指定する場合 窓口

改正	現行
<p>金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</p> <p>3 前項第1号に掲げる通常開示の請求は、規程第57条第1項第1号または第2号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者でなければすることができない。この場合において、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 開示の請求をする者情報 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報 <p>4 第2項第2号に掲げる特例開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。この場合において、当会社は、当該請求をした者に対し、規程第58条第1項または第2項に規定する事実に係る資料の提出を求めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 開示の請求をする者情報 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報 三 請求の原因となる事実に係る情報 <p>5 第2項第3号に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 残高の基準日 二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報 三 その他当会社が定める事項 <p>6 第2項第3号およびに掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 残高の基準日 二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報 <p>7 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項 <p style="text-align: right;">開示する債権記録のうち、規程第57条</p>	<p>金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</p> <p>3 前項第1号に掲げる通常開示の請求は、規程第57条第1項第1号または第2号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者でなければすることができない。この場合において、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 開示の請求をする者情報 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報 <p>4 第2項第2号に掲げる特例開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。この場合において、当会社は、当該請求をした者に対し、規程第58条第1項または第2項に規定する事実に係る資料の提出を求めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 開示の請求をする者情報 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報 三 請求の原因となる事実に係る情報 <p>5 第2項第3号に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 残高の基準日 二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報 三 その他当会社が定める事項 <p>6 第2項第3号およびに掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 残高の基準日 二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報 <p>7 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項 <p style="text-align: right;">開示する債権記録のうち、規程第57条</p>

改正	現行
<p>第1項第1号または第2号に定める事項。 ただし、記録機関変更記録をしない旨、電子記録の訂正または回復の年月日および規程第58条第1項に定める事項を除く。</p> <p>開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項</p> <p>二 第2項第2号に掲げる特例開示 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項各号に定める事項</p> <p>三 第2項第3号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係るものに限る。）のうち、別表2に規定する事項</p> <p>8 規程第57条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第2項第1号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 第2項第2号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法 三 第2項第3号に掲げる残高の開示 当会社が定める方法 <p>附 則（平成29年4月1日改正） （施行期日） 第1条 この細則は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>第1項第1号または第2号に定める事項。 ただし、電子記録の訂正または回復の年月日および規程第58条第1項に定める事項を除く。</p> <p>開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項</p> <p>二 第2項第2号に掲げる特例開示 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項各号に定める事項</p> <p>三 第2項第3号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係るものに限る。）のうち、別表2に規定する事項</p> <p>8 規程第57条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第2項第1号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 第2項第2号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法 三 第2項第3号に掲げる残高の開示 当会社が定める方法 <p>(新 設)</p>